

広島県告示第八十六号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によって、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成三十年二月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

所在地	広島県庄原市口和町竹地谷、同市口和町大月及び同市口和町宮内地内				
	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域			
区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の表示及び法	
柄松（一三 八五二―一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	柄松（一三 八五二―一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
柄松（一三 八五二―	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	柄松（一三 八五二―	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
柄松（一三 八五二―三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	柄松（一三 八五二―三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
柄松（一三 八五二―二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	柄松（一三 八五二―二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
落合（二三 七二二）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	落合（二三 七二二）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
落合（二三 七一四―一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	落合（二三 七一四―一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
落合（二三 七一四―二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	落合（二三 七一四―二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
落合（二三 七一四）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	落合（二三 七一四）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
落合（二三 七一四―三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	落合（二三 七一四―三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

上蘆原(五 一九六)	土石流	次の図のとおり	上蘆原(五 一九六)	土石流	次の図のとおり
麻志(八八 七六隣)	土石流	次の図のとおり	麻志(八八 七六隣)	土石流	次の図のとおり
麻志(八八 七六)	土石流	次の図のとおり	麻志(八八 七六)	土石流	次の図のとおり
麻志(五一 九七)	土石流	次の図のとおり	麻志(五一 九七)	土石流	次の図のとおり
上蘆原(五 一九八)	土石流	次の図のとおり	上蘆原(五 一九八)	土石流	次の図のとおり
上蘆原(五 一九二)	土石流	次の図のとおり	上蘆原(五 一九二)	土石流	次の図のとおり
下蘆原(五 一八九)	土石流	次の図のとおり	下蘆原(五 一八九)	土石流	次の図のとおり
下蘆原(五 一九九)	土石流	次の図のとおり	下蘆原(五 一九九)	土石流	次の図のとおり
下蘆原(五 一九九隣)	土石流	次の図のとおり	下蘆原(五 一九九隣)	土石流	次の図のとおり
赤松川(四 六一一六)	土石流	次の図のとおり	赤松川(四 六一一六)	土石流	次の図のとおり
赤松川(四 六一一五)	土石流	次の図のとおり	赤松川(四 六一一五)	土石流	次の図のとおり
赤松川(四 六一一四)	土石流	次の図のとおり	赤松川(四 六一一四)	土石流	次の図のとおり
赤松川(四 六一一三)	土石流	次の図のとおり	赤松川(四 六一一三)	土石流	次の図のとおり
赤松川(四 六一一二)	土石流	次の図のとおり	赤松川(四 六一一二)	土石流	次の図のとおり
赤松川(四 六一一一)	土石流	次の図のとおり	赤松川(四 六一一一)	土石流	次の図のとおり
上蘆原(五 一八七一二)	土石流	次の図のとおり	上蘆原(五 一八七一二)	土石流	次の図のとおり
上蘆原(五 一八七一)	土石流	次の図のとおり	上蘆原(五 一八七一)	土石流	次の図のとおり

田口㊟(八 八六六一一)	土石流	次の図のとおり	田口㊟(八 八六六一一)	土石流	次の図のとおり
田口㊟(八 八六六一二)	土石流	次の図のとおり	田口㊟(八 八六六一二)	土石流	次の図のとおり
大月(六〇)	地滑り	次の図のとおり			
大草(五七)	地滑り	次の図のとおり			

各区域については、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局土砂法指定推進担当及び広島県北部建設事務所庄原支所に備え置いて縦覧に供する。